

# 西周時期の御史台について

胡 宝 華

【要約】 従来の西周革命についての研究は、西周政権の社会的、階級的、地域的構成を巡って展開するものが殆どである。しかし、西周革命の際の中央官僚機構に生じた変化や、官僚機構の革命における役割等については未だ十分に検討されていない。本稿は、西周政権誕生の前後における御史台の動向、すなわち御史の任命、官品の変動、左・右肅政台の設置、御史の構成、酷吏と御史台の關係等の問題を考察し、またこれを通じて、西周時期の御史台の特色及び西周政権の性格を分析するものである。

史林 七九卷六号 一九九六年一月

## 序

中国中世の舞台において五〇年ほど活躍した武后及び西周政権の出現した歴史的原因是、久しく歴史学者の関心を集めてきた。なぜ中国史上唯一無二の女帝政権が現れたのか、なぜこの事件が唐代という時代に起こったのか、なぜ武后は参政から退位まで五〇年に近い統治を行うことができたか、等の諸問題を巡り、多くの学者が激しい論争を行ってきた。論争の焦点は、武后政権の社会的、階級的、地域的構成にある。例えば、横田滋氏は次のように述べている。新興の地主、富商を基盤とした武后は、反外戚官僚や下級貴族及び地主的科挙官僚の新興官僚を自己の周辺に結集し、あらゆる反対勢力に打撃を与え、西周政権を成立させた<sup>①</sup>。谷川道雄氏は唐代貴族制研究の一環として武后末年より玄宗朝初年にいたるまで濫官や度僧等の政策によって庶民層と結合した外戚・皇親勢力と、士人を母体とする科挙出身官僚に支えられた皇帝親

政派との政権闘争の過程を分析し、更に玄宗政権が誕生する歴史的、政治的な背景を論じている。<sup>②</sup>近年、渡辺信一郎氏は武則天の名義で撰述された『臣軌』を素材とし、武后政権を中心とする唐王朝前半期の国家と国家イデオロギーを論じた上で、武周政権をささえたのは旧来の門閥貴族と新興科挙官僚及び富豪層を有力な母体とする雑色入流の胥吏上がりの官僚であり、武后は新興科挙官僚に足場をおきつつ権力を行使しようとしたと指摘している。<sup>③</sup>中国でも、一九八六年に、胡戟氏が『武則天本伝』を発表している。<sup>④</sup>この著作は武后の一生及び武周時期の重大な政治闘争事件を概論したものである。しかし、武周革命の際の中央官僚機構に如何なる変化が起きていたのか、官僚機構が革命に如何なる役割を果たしてきたのか、といった問題についての具体的研究は極めて手薄である。本稿では武后政権誕生の前後における御史台の動向、具体的に言えば、御史の任命、官品の変動、左・右肅政台の設置、御史の構成、酷吏と御史台の関係等の問題を考察し、これを通じて、武周時期の御史台及び武周政権の性格を分析する。

① 「武周政権成立の前提」(『東洋史研究』一四—四、一九五六年)。

② 「武后朝末年より玄宗朝初年にいたる政争について——唐代貴族制

研究への一視角——」(同右)。

③ 渡辺信一郎『臣軌』小論(『瀛波護編』中國中世の文物)京大人文

研、一九九三年、所収)。

④ 胡戟『武則天本伝』(三秦出版社、一九八六年)。

## 一 武后の参政と御史台の変化

まず、考察に入る前に、本稿で言及する武周時期を以下のように区分する。

参政時期は顕慶元年(六五六)～永淳二年(六八三)であり、臨朝称制時期は光宅元年(六八四)～載初元年(六八九)、称帝時期は天授元年(六九〇)～神龍元年(七〇五)である。

武后が始めて御史台と関わりを持ったのは、永徽六年(六五五)皇后王氏を廃し彼女が立后された際である。まず、当時の武氏立后の支持者の構成を見てみよう。

『旧唐書』卷八二・李義府伝に、

如意元年（六九二）、則天は義府、許敬宗、御史大夫崔義玄、中書舍人王德儉、大理正侯善業、大理丞袁公瑜等の六人、永徽中に在りて翊賛の功有るを以て、義府に揚州大都督、義玄に益州大都督、德儉に魏州刺史、公瑜に江州刺史を追贈す。

と記しているように、武氏立后を支持した官僚は六人である。李義府・王德儉は中書舍人、許敬宗は礼部尚書、ほかの三人は司法・監察部門の官僚である。ここで注目すべきは御史台と大理寺の官僚である。彼らは、永徽六年当時、「皆、腹心を武昭儀に潜め」たのであった。『新唐書』卷一〇八・裴行儉伝に、

高宗將に武昭儀を立てんとす。（裴）行儉以爲らく、國家の憂は、此より始まる、と。長孫無忌、褚遂良と秘議す。大理袁公瑜、昭儀の母に摠語し、西州都督府長史を左授す。

と袁の活動を述べる。崔義玄については、「高宗の皇后武氏を立つるや、義玄其の謀に協賛し、長孫無忌等の罪を得るに及び、皆、義玄、中旨を承り之を繩す」と述べられる。更に、

武后已に立つや、義府と敬宗、德儉及び御史大夫崔義玄、中丞袁公瑜、大理正侯善業相い推轂し、其の姦を濟し、骨髄大臣を誅棄す。故に（武）后は志を肆にするを得、威柄を攘取し、天子、衽を斂む（『新唐書』卷二三上・李義府伝）。

と記しているように、武氏立后の後も御史台・大理寺等の官僚が反対派の弾圧に役割を果たしたことがわかる。袁公瑜も武氏立后の「翊賛之功」によって大理丞（従六品上）から御史中丞（正五品）へ昇進した<sup>④</sup>。武后と彼らとの関わりは、官僚が一方的に武后に近づいていったというより、武后が司法・監察部門を格別重視し、その部門の官僚中に腹心を養成したのである。これ以後の武周時代に於ける御史台の一連の変化も武后のこうした認識に基づいて出現したと思われる。

顕慶以後、御史台の変化が生じる。まず第一に、御史の任命方式である。

隋唐以前の御史の任命制度について詳しくは分らないが、『通典』卷二四・職官六・御史台の侍御史の条に、

御史、旧式は台主に隨いて簡代せず。（後魏）延昌中、王頌は宣武に寵有り、御史中尉と爲り、始めて選を革めんことを請う。此

の後、其の事を踵ぎ、一中尉毎に則ち更に御史を簡代するなり。……開皇よりの前猶お後魏の革選を踵ぐ。開皇よりの後始めて吏部よりし、選用台主に由らず、仍お旧に依り禁中に入直す。

とある記事によれば、後魏から隋までの間は、御史の任命は御史台の長官が行ったのである。それが隋の文帝の時より吏部の任に帰した。唐初は、隋の制度を踏襲していた。しかし、高宗時期から御史の任命は皇帝の勅授に移行したようである。『通典』卷二四・職官六・御史台の侍御史の条に、

大唐、貞觀の初より、法を以て天下を理め、尤も憲官を重んず。故に御史復た雄要と爲る。其の將に除拜せんとするや、皆、吏部、台の長官・宰相と議定し、然る後に選例に依り補奏す。其の内詔別拜する者は其の限に在らず。麟德以來、用人尤だ重く、選授の命、銓管に由らず。李義府大選を掌るに及び、寵任既に重ければ、始めて之を補するを得。義府より後吏部より出づる者無し。

と記しているように、貞觀初年の御史任命はまず、吏部・御史台の長官が宰相との合議の上で人選した後、吏部が銓選条例によって任命される御史の件を皇帝に補奏する。そのうち、例外として「内詔別拜」、すなわち皇帝の詔令によって直接任命される御史もある。そして、高宗年間よりこのような御史の勅授が優勢となつていたのである。<sup>5)</sup>

勅授の優勢となつた背景としてまず考えるべきは、武氏の御史台人事への関心である。また、前掲の李義府が吏部の長官となつて御史の選任を掌握したのは、彼が武氏の腹心だったからである。李義府以前の吏部の運営は、武氏の思うままにはならなかった。高宗の永徽年間以來、吏部の選擧の弊害は深刻さを増した。顯慶（六五六～六六一）初年、吏部の選事を兼掌した黃門侍郎劉祥道はこの問題について、

選擧漸く弊れるを以て、奏陳す。其の一到く、吏部比來人を取ること、多く且つ濫なるを傷む。毎年の入流の数、千四百人を過ぎるは、是れ多を傷むなり。雑色の人を簡ばずして即ち官に注するは、是れ濫を傷むなり（『通典』卷一七・選擧五・雜議論中）。

と述べ、当時の中書令杜正倫にも「入流の者多く、政の弊と爲す」との議論がある（『唐會要』卷七四・選部上）。この時期、「濫官」に対する批判が存在していたことは、胥吏雑色人を登用する政策に抵抗があつたことを示す。これを排除すべく

吏部の選事を主管することになったのが李義府であった。前掲の『新唐書』卷二二三上・姦臣上に次のような記載がある。

（李義府）既に選を主るや、品鑒の才無くして、谿壑の欲、惟だ賄のみを是れ利とし、復た銓判せず。人人咨誦す。又母、妻、諸子官を売り獄を市がば、門沸湯の如し。永徽より後、御史多く制授し、吏部調注有りと雖も、門下に至りて覆し留めず。義府乃ち自ら御史、員外、通事舎人を注し、有司敢えて卻けず。帝嘗て從容として義府を戒めて曰く、卿の兒子、女婿、法を撓げ過失多きを聞く。朕、卿の為に掩覆す。少しく之を勸すべし、と。義府内に后に倚り、群臣の敢て其の罪を白す者無きを揣り、帝の知るを虞れざれば、乃ち勃然として色を変じ、徐ろに曰く、誰か陛下の為に此を道う、と。帝曰く、何を用て我の従りて得たる所を問うや、と。義府愕然として謝らず、徐ろに引去す。帝是れより悦ばず。

李義府は武后の勢威に頼って官僚の任命権を手中に収め、濫官の風を一層助長した。しかし、李義府が童湖三年四月に入獄すると、劉祥道が吏部に復帰した。その後の吏部を主宰した盧承業、李安期、李敬玄、裴行儉、馬載等は、いずれも李義府と違うタイプの官僚である。盧承業は幽州范陽人、隋の散騎侍郎思道の孫であり、「……忠清文行を以て、位を樞要に致し、恪恭にして懈たらず、以て名位を保ち」、「奕世の名卿」と言われた人物である（『旧唐書』卷八一・本伝）。李安期は博陵安平人、祖父徳林は隋の内史令、父百葉は太宗朝の散騎常侍、行太子左庶子で、彼は吏部の主宰として「前後三たび選部と為り、頗る当時の称する所と為る」と言われた（『旧唐書』卷七二・李百葉伝）。李敬玄は亳州譙の人、群書を博覽し、特に五礼に詳しかった。彼は「典選累年、銓綜序有り」と言われ、当時の宰相李義琰等数人とともに「……俱に公清と号さる。権臣に独り抗し、美策を営まず。茲を以て輔弼し、徳声に愧じるなし」と評された（『旧唐書』卷八一・李敬玄伝・贊曰）。裴行儉は河東聞喜の人、吏部に在職中、銓注法及び官僚の任命に関する「長名勝」を設置し、同期の吏部侍郎馬載とともに「貞観以来、最も称職と為す」との評判を得た（『通典』卷二三・職官・吏部尚書の注）。馬載は馬周の子であり、「選補を善くし、今に於いて之を称す」という（『旧唐書』卷七四・馬周伝附）。すなわち彼らは、李義府の「売官市獄」とは対極に位置する。こうしてみると、高宗の在位時代の武后の権限には、まだ限界があった。したがって武后としては、吏部を

掌握できない状況下において御史人事を左右しようとすれば、勅授という手段が有効となる。

御史台に大変動が起こったのは高宗死後のことである。弘道元年（六八三）一二月、高宗が崩じ、中宗が即位したが、国家の最高権力は六一歳の武后に掌握されていた。この後わずか二ヶ月で武后は中宗を廃し、更に李旦を天子とした。これから武后の臨朝称制の時代に入る。武后がまず急いで着手したのは、中央三省六部の改造である。ただしこの改造は一般的には官名の改称に過ぎないのだが、注目すべきは御史台のみには名実ともに新しい意味を与えていることである。武后が六八四年始めて自ら発布した「改元光宅詔」を挙げて見よう。

又司隸の官、監郡の職は、風俗を巡省し、愆違を刺舉する所以なり。今、人物殷繁、区寓遐曠にして、所在の州県、未だ澄肅する能わず。右肅政御史台一司を置くべし。其の職員は一に御史台に準じ、専ら諸州の按察を知す。其れ旧御史台は左肅政御史台に改め、専ら在京の百司を知し及び諸軍旅を監し并せて出使す。其れ諸州録事参軍、並びに宜しく旧に依るべし（『唐大詔令集』卷三）。改造の重点は、従来の御史台を左、右肅政御史台（以下左・右台と略称）の二本立てとし、御史台の定員を大幅に増やしたことにある。左、右御史台の定員については、『通典』卷二四・職官六・御史台に、

武太后の時、御史台を改め肅政台と為す。凡そ左、右肅政二台を置き、別に大夫、中丞各々一人、侍御史、殿中、監察各々二十人を置く。左は以て朝廷を察し、右は以て郡県を澄す。

と記すように、左、右台大夫、中丞以下の御史は合わせて百二〇人となった。このような定員数は、中国のこれまでの王朝には類を見ない。

武后には武氏一族や酷吏の利用の他に、権力を支える安定した制度的裏づけが必要であった。そのために御史台の大拡張が行われたのであった。

六八五年、武后は「垂拱令」を公布した。「垂拱令」の全文は残っていないが、幸い『旧唐書』卷四二・職官一の注に教条の「垂拱令」の条文が保存され、その半数が御史台に関する条文である。

一、従六品下階・侍御史の条の注に「旧、従七品上、垂拱令改む」とある。  
 二、従七品上階・殿中侍御史の条の注に「武徳令より乾封令に至るまで並びに正八品上、垂拱年改む」とある。  
 三、従七品下階・太史局丞、御史台・少府将作・国子主簿の条の注に「御史台・国子主簿、旧、正八品、垂拱令改む」とある。

四、正八品上階・監察御史の条の注に「旧、従八品上、垂拱令改む」とある。

以上の条文から見れば、垂拱令の主旨の一つは、官品の調整であって、その中で、御史台の官品が上げられている。以上より、武后が参政以来、臨朝称制時期に至るまで御史の任命方式、御史台の構成及び定員、御史の官品にいかん意を用いていたかが分かる。

① 『通鑑』卷一九九・高宗永徽六年七月の条。

② この記事については『旧唐書』卷八四・裴行儉伝に「顯慶二年（六五七）、六躰長安令。時高宗將廢皇后王氏而立武昭儀、行儉以為國家憂患必從此始、与太尉長孫無忌、尚書左僕射褚遂良私議其事。大理袁公瑜於昭儀母榮國夫人諳之、由是左授西州都督府長史」と記しているが、この時点では武氏は既に皇后になっており、裴行儉の左遷は永徽六年八月のことである（『通鑑』卷一九九・高宗永徽六年八月の条参照）。

③ 『旧唐書』卷七七・崔義玄伝。また『冊府元龜』卷五二二・憲官部・希旨に「唐崔義玄、高宗時為御史大夫、希密旨陰中長孫無忌等罪、立皇后武氏」とある。

④ しかし、『通鑑』卷一九九・高宗永徽六年七月の条に「於是衛尉卿許敬宗、御史大夫崔玄義、中丞袁公瑜皆潛布腹心於武昭儀矣」と言う記事がある。つまり、袁公瑜は武氏立后以前に既に中丞であったことになるが、これは『通鑑』のみにしか見えない。そのほかの両『唐書』

の関連記事には皆大理丞と記している。恐らく『通鑑』の記事が誤りであろう。

⑤ 『唐会要』卷六〇・御史台上・監察御史の条には通典と異なる記載がある。「杜易簡御史台雜注云、監察御史、自永徽（六五五）以後、多是勅授、雖有吏部注擬、門下過覆、大半不成。至龍朔中（六六一）六六三）、李義府掌選、寵任既崇、始注得御史。李義府敗、無吏部注者。員外、左右通事舍人等亦然。」また、『蘇氏駁曰』員外郎、御史并供奉官、進名勅授、是開元四年六月十九日勅。杜易簡著雜注以後、猶四十年為吏曹注擬矣」とある。これらの史料のうち、指摘すべきは『通典』の記事の誤りである。『通典』では李義府の掌選を贖徳以後に置いているように見えるが、実は『旧唐書』卷八二・李義府伝に「顯慶四年、復召義府兼吏部尚書、同中書門下三品、自余官封如故。……龍朔元年、丁母憂去職。二年、起復為司列太常伯、同東西台三品」とある。司列太常伯は、もとの吏部尚書である。この職名の改変は、龍朔二年（六六二）に行われた（『通典』卷二三・職官五・吏部

尚書の条)。竜朔三年、李義府は贓罪で弾劾されて吏部職務を止められた。それ以後、御史の任命が勅授に戻ったのである。

一方、勅授の優勢となった時期については三説分かれることになる。杜易簡は永徽、『通典』は麟徳(六六四～六六五)、蘇氏は開元四年(七一六)とする。前二説はいずれも参政時期のことであり、蘇氏の説との間に大きな差がある。前掲の「蘇氏駁曰」の根拠は開元四年六月一九日勅であり、これは『唐会要』卷七五・選部下・雜処置の条に「(開元)四年六月一九日勅、六品以下官、令所司補授、員外郎、御史、併余供奉、宣進名授勅(勅授)」とあるものである。『通典』卷一五・選舉三・歷代制下にも、員外郎・御史・供奉官を例外的に皇帝

## 二 左・右肅政御史台の職掌と御史構成

武后が作った左・右肅政御史台は、従来の御史台とは職掌と構成の上で大きく異なる点がある。まず、左・右台の職掌から見てみよう。

前掲の「改元光宅詔」に見られるように、左台の監察範圍は京師の中央の官庁各部門、軍隊、更に地方への出使であり、右台のそれは地方である。そして、左・右台を設置した後、

尋いで左台に命じ兼ねて州県を察せしむ。両台、歳に再び使八人を発す。春は風俗と曰い、秋は廉察と曰い、四十八条を以て州県を察せしむ(『新唐書』卷四八・百官三・御史台の注)。

と記されるように、まもなく左台は地方をも監察することになり、その職掌は中央から地方までの全般的監察にかかわることになる。武后が右台より左台に大きな権能を持たせたのには、二つの原因があると考えられる。一つは当時の地方政治の状況であり、もう一つは右台の御史構成と関係がある。

まず、地方の状況から分析してみよう。武后政権は臨朝称制時期以来、「諸武の事を用いるに、唐の宗室、人人自ら危

自ら勅授する制度が開元四年より始まったとある。しかし、杜易簡は高宗時代の殿中侍御史であり(『旧唐書』卷一九〇上・本伝)、その記事には最も信頼がおける。また、『新唐書』卷三三上・蘇臣上・李義府伝に「永徽より後、御史多く制授す」とある。

⑥ 啟耕望『唐僕射尚丞郎表』(中華書局、一九八六年)卷三・通表中「吏戸礼尚侍」の条参照。

⑦ 長名勝とは、裴行儉が官吏銓補の際に官僚の私意を以て先後するのを防止するため、銓補の次第を長くはり出したものである。『新唐書』卷一〇八・裴行儉伝に「……選行吏部侍郎、与李敬玄・馬載同典選、有能名、時号「裴馬」。儉始設長名勝、銓注等法、……」とある。



ぶみ、衆心憤惋す」（『通鑑』卷二〇三・則天后光宅元年九月）と言われる不安な状況にあり、やがて九月（甲寅）光宅と改元したわずか二三日後（丁丑）に揚州で徐敬業の反乱が起きた。上述の左台に州県を兼察させる詔令が出された時期ははっきりしないが、恐らくこの事件と直接関係があるろう。この事件により多くの宗室や中央官僚が地方に左遷され、彼らの監視を強化する必要があった。しかも、当時、唐の高祖及び太宗の数人の子が各地の刺史や都督であったことも武後の心配の種の一つであった。『旧唐書』卷七六・太宗諸子伝に、

則天称制より、（太宗の子、越王）貞と韓王元嘉、魯王靈夔、霍王元軌及び元嘉の子黄国公譔、靈夔子范陽王譔、元軌の子江都王緒並びに貞の長子博州刺史、琅邪王冲等、密かに匡復の志有り。

と言うように、彼らは武後に反抗する気運を示していた。

左台にも地方の監察に当たらせたのは以上の情勢に応ずるためであった。更に武後は唐初の地方監察の六条を四八条に変えた。これは『唐会要』卷六〇・御史台にも、

初め兩台を置き、毎年春、秋使を発す。……地官尚書韋方質をして条例を為らしむ。方質は刪定して四八条と為し、以て州県を察す。

と記されるが、詳しい内容は残っていない。この四八条を作った韋方質は「法理に詳練す」と言われる人物であり、彼が主となって編纂した垂拱格・式は「議者称して詳密となす」（『唐会要』卷三九・定格令）とあることから、この条文も同様に詳細なものであったと推測される。鳳閣舍人李嶠は次のように武後に上奏している。

……窃かに垂拱二年諸道巡察使奏する所の科目を見るに、凡そ四十四件有り、別の格勅令に準じて察訪する者に至りては、又三十余条有り。而うして巡察使率ね是れ三月已後に都を出で、十一月終に事を奏す。時限迫促し、簿書煩委し、昼夜奔逐し、以て限期に赴く。而うして毎道察する所の文武官、多きは二千余人に至り、少き者は一千已下にして、皆須らく才行を品量し、得失を褒貶すべし。行能を曲尺せしめんと欲するも、則ち皆假あらず。此れ敢えて職に墮にして、官に慢なるにあらず、実に才に限有りて力

及ばざるのみ。……今の察する所、但だ漢の六条に準じ、推して之を広めれば、則ち包まざる無く、多く科目を張り、空しく簿書を費やすをなす無し（『旧唐書』卷九四・李嶠伝）。

ここに見える四四件や三〇余条等と四八条との関係については不明であるが、ここから監察条目が細密に過ぎ、御史は奔命に忙殺されたことが分かる。そこで李嶠は監察条目を漢の六条のように簡素化することを提議した。要するに、臨朝稱制の時期、地方監察の条例は極めて膨大になってきたのである。

このような地方監察体制は「載初（六八九）以後、勅を奉じて乃ち巡り、年ごとには出使せず」（『通典』卷二四・職官六・御史台の注）とあるように、まず、八人の風俗使や廉察使等が止められた。載初とは、臨朝稱制の最後の一年である。当時、地方の宗室の反武勢力は殆ど肅清されていたため、左・右台ともに地方を巡察する必要がなくなり、これ以後は恐らく本来の職掌分担任に戻ったと考えられる。そして長安三年（七〇三）、つまり武后の退位の直前「是の歳、使者を分ちて六条を以て州県を察せしむ」（『通鑑』卷二〇四）と記されるように、唐初の六条へ戻ったのである。

さて、左・右台の御史構成に目を転じてみよう。

『通典』卷二四・職官六・御史台の条には以下のような興味深い記事が見える。

左は以て朝廷を察し、右は以て郡県を澄す。時議以えらく右に名流多く、左に寒刻多し、と。其の南省に遷登する者、右殆ど倍なり。其の朝貴を陵がざるを以てなり。二台迭相に糾正し、而うして左敬憚を加う。

「時議」が左・右台をどう見ていたかがここから窺われる。しかし、武后が左右二台を設置した意図は、名流・寒刻を區別するというよりも、朝貴と関係のうすい寒刻を左台に置いて彼らの監察をさせる点にあったであろう。蓋し、朝貴の監察には同類の名流は不適當であった。その結果、左台には出身が低く「刻薄」と当時の官僚社会に受けとめられた所謂寒刻の者が多く登用され、右台には名流が多くなったのであろう。右台は朝廷の官僚を直接に監察しないため朝貴と衝突す

することもなく、南省すなわち中央の三省六部へ昇進する者も左台に倍した。恐らく寒刻の者たちは自らの家柄や文化修養にひけ目を感じており、<sup>②</sup>それ故彼らは右台の名流の御史を敬憚するようになった。

では、臨朝称制時期以後の御史の構成がどのように変遷していったか。まず、上述の名流の御史から検討する。

唐初の名流とは主に六朝以来の貴族を示す。御史の中からこうした貴族を地域ごとに挙げると、山東の盧從愿・盧懷慎・崔日用・崔湜・李嗣真・李义、関中の韋思謙・韋元旦、南朝系（江左）の陸元方・陸象先・蕭至忠・顧琮・王無競・王丘ら一四人がいる。次に、彼らの出身と経歴を御史台入りの時期の順に簡単に紹介してみよう。

韋思謙は京兆出身、進士に及第し、光宅元年（六八四）、左・右肅政台が設置された直後、右肅政台大夫となった（『旧唐書』卷八八・韋思謙伝）。

李嗣真是趙郡出身、多能であり、明経に及第し、永昌初（六八九）右御史中丞知大夫事となった（『新唐書』卷九一・本伝、『新唐書』卷七二上宰相世系二上）。

陸元方は蘇州呉县人、代々の著姓である。曾祖琛は陳の給事黃門侍郎、伯父柬之は書道で名を知られ、太子司議郎に達した。元方は明経に及第し、又八科挙に合格して天授元年（六九〇）<sup>①</sup>殿中侍御史となった（『旧唐書』卷八八・本伝）。

顧琮は蘇州呉郡出身、聖歷二年（六九九）監察御史となった。祖父顧覽は隋の秘書学士、父顧胤は永徽中（六五〇～六五五）太宗実録を編集し、朝請大夫・弘文館学士となった（『新唐書』卷一〇二・顧胤伝、『太平広記』卷一二六・郭霸の条）。

盧從愿は、山東著姓の一、范陽の盧氏の出である。後魏の度支尚書旭の六代孫であり、明経に及第し、神功元年（六九七）制挙に合格して（『唐会要』卷七六・制科挙）右拾遺に任命された。右肅政台監察御史に着任したのは、恐らく大足元年（七〇一）前後であろう（『旧唐書』卷一〇〇・盧從愿伝）。

崔日用は博陵出身、進士に及第し、陝州の芮城尉となり、大足元年以後、新豊尉を経て監察御史となった（『旧唐書』卷九九・本伝）。

王無競は琅邪出身、南朝宋の太尉王弘の一一代の孫、父は州司馬である。王無競は饒鳳二年（六七七）下筆成章科に登第し、『登科記考』卷二二、県尉・監察御史を経て長安元年（七〇一）殿中侍御史となった（『旧唐書』卷一九〇中・本伝、『文苑英華』卷九四〇・孫逖「太子舍人王公墓誌銘」）。

李父は趙郡出身、進士に及第し万年尉を経て長安三年（七〇三）監察御史となった（『新唐書』卷二一九・本伝、『新唐書』卷七二上・宰相世系二七）。

崔湜は博陵出身、父の崔仁師は制舉に及第し太宗朝の宰相となった。崔湜は少年時代に文辭を以て名を知られ、進士に及第し左補闕を経て三教珠英の編修<sup>⑤</sup>に参加し、長安年間殿中侍御史となった（『新唐書』卷七二下・宰相世系二下、『旧唐書』卷七四・本伝）。

蕭至忠は、蘭陵出身、秘書少監德言の孫であり、先祖は皆南朝の齊・梁・陳の高官である（『旧唐書』卷一八九上・蕭德言伝）。蕭至忠は門蔭で仕官し長安四年（七〇四）監察御史となった。

前掲の陸元方の子である象先も制舉で長安末年左台監察御史となった（『旧唐書』卷八八・本伝）。

王丘は琅邪出身、一一歳の時、童子舉に合格し、又制舉に合格して長安年間、監察御史となった。王丘の曾祖父は南朝の陳の侍中・駙馬都尉王寬である（『旧唐書』卷一〇〇・王丘伝、『旧唐書』卷一八七上・王同皎伝）。

盧懷慎も范陽の盧氏である。進士に及第し、監察御史となった（『新唐書』卷二二六・盧懷慎伝）。兩『唐書』に監察御史の着任時期は載っていないが『新唐書』卷二二六・本伝に、進士に及第し監察御史を経て神龍中（七〇五～七〇七年）侍御史へ昇進したとある記事と、『旧唐書』卷八一・盧承慶伝に、長安初（七〇一年）武后が雍州長史薛季昶に命じて僚吏の中の御史の任にたえる者を推薦させた際、季昶は盧懷慎、李休光等を推薦したとあるのを見れば、長安年間と推定される。

韋元且は京兆出身、進士に及第し、左台御史となった。御史の着任時期は、『新唐書』卷二〇二・本伝の記載より、長安年間の可能性が高いと思われる。

以上より、彼らが登用された時点は、臨朝時期には韋思謙・李嗣真の二人であり、称帝時期には、陸元方は天授元年（六九〇）、顧琮は聖歷二年（六九九）、盧從愿は大足元年（七〇二）前後、残る盧懷慎・崔日知・崔湜・李义・蕭至忠・王無競・王丘・韋元旦等は全て長安年間である。これを見ると、顧琮以下の人々の登用は、殆ど称帝時期の後半に集中するところが分かる。称帝時期の後半とは、後述のように武周政治が次第に正常な状態に戻っていった段階であり、長安元年にはのちに玄宗朝の名宰相とうたわれた宋璟と姚崇が登場し、前者は御史台長官に就任し、後者は宰相に就任している（『新唐書』卷六一・宰相表上）。

彼らの仕官手段を見れば一四人のうち蕭至忠・顧琮を除いて皆科擧の出身であることが注意される。しかもその内訳は、進士六人、明経三人、制擧三人であり、これは唐初の貞観以来「是れより、士族、趣嚮する所、唯だ明経、進士のみ」（『通典』卷二五・選擧三・歴代制下）といわれる趨勢にあてはまる。また、貴族、特に山東貴族の盧從愿、盧懷慎、崔日用、李嗣真、李义らの父祖は、隋唐初の政界で高官ポストと殆ど無縁だった。このような状態について太宗は次のように述べたことがある。

我、山東の崔・盧家と、豈に旧嫌有らんや、其の世代衰微し、全く官宦の人物無きが為なり。……我人間何為れぞ之を重んじるか  
を解せず（『唐会要』卷三六・氏族）。

しかし、やがて上述のように貴族の中の一部の優秀な人物が、科擧を通じて再び官界に戻ってきて活躍するようになった。例えば上述の盧從愿は、御史台を出た後、中書舎人等を経て睿宗朝の吏部侍郎、玄宗朝の吏部尚書を歴任した。盧懷慎は、中宗朝の右御史台中丞、玄宗朝の宰相を歴任した。崔日用は睿宗朝の宰相、玄宗朝の吏部尚書を歴任した。崔湜は中宗朝の宰相である。李义は中宗朝の中書舎人、睿宗朝の吏部侍郎、黄門侍郎、玄宗朝の刑部尚書等を歴任した。

次に、上述の名流の問題に関係して武周社会に存在した貴族意識、とくに代表的な山東貴族についての問題に触れておく。

周知のように武周革命の顕著な特徴の一つは、旧名望觀念を打破し、武氏をはじめとする新貴族集団が形成されたことであろう。永徽六年（六五五）以後、武氏に反対した大臣長孫無忌等数人が殺され、また顯慶四年（六五九）『貞觀氏族志』に代わる『姓氏錄』を作つて、当時の五品以上の官僚を士族の列に加えた。しかし、これらの政策は、けつして貴族全体を抑圧したのではない。貴族の協力が政権維持には必要であつた。その顕著な例は『通鑑』卷二〇二・高宗開耀元年（六八二）七月の条にみえる。

天后、（薛）顛の妻蕭氏及び顛の弟緒の妻成氏は貴族に非ざるを以て、之を出ださんと欲して曰く、我が女豈に田舎女と妯娌らしむべけんや、と。或るひと曰く、蕭氏は、瑪の姪孫、國家の旧姻なり、と。乃ち止む。

武後の娘太平公主の夫薛紹は關中貴族に属する河東薛氏の家柄である。その弟薛緒の妻成氏の家柄はよくわからないが寒門であろう。しかし、その兄薛顛の妻蕭氏の伯父は唐の高祖・太宗朝の宰相蕭瑀である。蕭瑀の高祖は梁武帝、曾祖は昭明太子、祖は後梁宣帝、父は明帝である（『旧唐書』卷六三・本伝）。このような前代の王室貴族を武後は初め、「貴族」と認めなかつた。というのは、蕭氏の本来の資格は山東・關中の貴族より低くみられ、とくに唐初以来の社会では山東貴族が最高の評価を受けたからである。ただし、以前に蕭瑀の子銳が太宗の娘襄城公主と結婚した事実があるため、武後は蕭氏との離縁を思いとどまつた。同様の価値観が貴族の内部にもある。『隋唐嘉話』卷中に、

薛元超は親しくする所に謂いて曰く、吾、不才にして、富貴、人に過ぐ。平生三恨有り、始め進士を以て擢第せず、五姓の女を娶らず、国史を修するを得ず、と。

とある。薛元超は蒲州汾陰人、關中貴族であり、祖道衡は隋の内史侍郎、父収は太宗朝の尚書令、薛元超自身も上元三年（六七七）宰相にまで達している。しかも自身の妻は高祖の孫娘である（『旧唐書』卷七三・薛収・薛元超伝）。しかし、その彼にして清河・博陵の崔氏、范陽の盧氏、趙郡・隴西の李氏、滎陽の鄭氏、太原の王氏等の貴族中の一流の山東士族と婚姻を結ぶことができなかったことが、一つの恨事として心に残つた。更に『旧唐書』卷八一・李敬玄伝に次の記事がある。

（李敬玄）上元二年（六七五）吏部尚書を拜し、仍お旧に依り太子左庶子を兼ね、監修国史、同中書門下三品たり。久しく選部に居り、人多く之に附く。前後の三娶、皆山東の士族なり、又た趙郡の李氏と合譜し、故に台省の要職、多く其の同族婚媾の家なり。高宗之を知りて悦ばず、然るに猶お其の過を彰さず。

宰相李敬玄は亳州譙人で、父孝節も、穀州長史にすぎない、普通の地方官僚の家柄であるため、山東士族と関係を持とうとした。更にくだって、天宝初年（七四二）の吏部侍郎李彭年の例を挙げてみよう。彼の祖父は中宗朝の宰相李懷遠であり、父は睿宗朝の右散騎常侍李景伯であるが、しかし李彭年は「山東著姓を慕って婚姻を為し、引いて清列に就かしめ、以て其の門を大いにす」（『旧唐書』卷九〇・李懷遠・彭年伝）というように、このような高官の家でも、まだ旧士族と婚姻を結びその影響力を利用して自己の一族の勢力を拡大する必要があったのである。

このように唐の前期では六朝以来の門閥貴族の影響がまだ強く残っていた。一方、臨朝称制時期後の状態を見ると、徐敬業の揚州の乱、唐の宗室の乱の外、反武の例は決して多くない。むしろ多くの貴族は保身の術を講じて武周政権で積極的な役割を果たした。その中で特に注目されるのは関中貴族の韋氏の活躍である。それは『旧唐書』卷一〇二・韋述伝に、

議者云く、唐より已來、氏族の盛、韋氏を踰えず。其の孝友・詞学は承慶・嗣立最と為す。音律に明かなるは則ち万石最と為す。礼儀に達するは則ち叔夏最と為す。史才博識は述を以て最と為す、と。

とある記事より窺うことができる。承慶・嗣立の二人は後述のように武后政権で重要なポストを担当している者であり、また、韋待價・韋安石・韋巨源等も同期の高官である。要するに、武周政権に貴族を排斥する理由はなかった。

しかし、ここで指摘すべきは、武后は貴族を御史台に登用したが、ポストから見れば貴族は殆ど殿中侍御史と監察御史に集中する、ということである（後の表七を参照）。この点に関して『通典』卷二四・御史台の侍御史条には次のようである。

武太后の時、刑獄滋々彰し。凡そ二台の御史、多く苛刻にして恩無し、誅暴を以て事と為す。猜阻傾奪、更に相い陵構し、此れ其れが弊を為すなり。神竜以来、稍く之を革め、其の後、名流を慎選し、貞観・永徽に伴し。

表一 臨朝稱制・稱帝時期（六八四～七〇五）の侍御史表

姓名	出身地域	仕官手段	職務	出典
傅遊芸	衛州	胥吏	侍御史	『通鑑』卷〇四
魚承暉	華州	不明	侍御史	『通鑑』卷〇三
來俊臣	雍州	告密	侍御史	『旧唐書』卷〇六上
侯思止	雍州	告密	左侍御史	『旧唐書』卷〇六上
万國俊	洛陽	告密	侍御史	『旧唐書』卷〇六上
李仁敬	不明	不明	侍御史	『旧唐書』卷〇六上
來子珣	雍州	上書	侍御史	『旧唐書』卷〇六上
王弘義	冀州	告變	侍御史	『旧唐書』卷〇六上
郭朝	廬州	制舉	侍御史	『旧唐書』卷〇六上
常彥璋	不明	告密	侍御史	『朔野叢書』卷一
張循憲	不明	非科舉	侍御史	『通鑑』卷〇七
趙武孟	甘肅	進士	右侍御史	『旧唐書』卷〇五
陽嶠	洛陽	八科舉	右侍御史	『旧唐書』卷八五下
胡元礼◇	定城	進士	侍御史	『太平広記』卷六六
徐有功	洛陽	明経	左侍御史	『旧唐書』卷〇五

（◇は科舉出身者の中の新興地主官僚、即ち六朝以来の名望に属さない官僚。以下の諸表も同じ。）

表二 唐初時期（六一八～六五五）の御史大夫・中丞表

姓名	出身地域	仕官手段	職務	出典
皇甫無逸	安定	隋旧臣	御史大夫	『旧唐書』卷〇一
馮長命	不明	不明	御史大夫	『旧唐書』卷〇三李瑋伝
孫伏伽	貝州	隋旧臣	御史中丞	『旧唐書』卷〇五
杜淹*	京兆	隋旧臣	御史大夫	『旧唐書』卷〇六
温彦博	太原	隋旧臣	御史大夫	『旧唐書』卷〇六
韋挺*	雍州	門陰	御史大夫	『旧唐書』卷〇七
蕭瑀*	蘭陵	隋旧臣	御史大夫	『旧唐書』卷〇六
李乾祐	京兆	門陰	御史大夫	『旧唐書』卷〇六李昭徳
唐臨	京兆	門陰	御史大夫	『旧唐書』卷〇五
崔義玄	貝州	隋旧臣	御史大夫	『旧唐書』卷〇七
張文琮	貝州	不明	御史中丞	『旧唐書』卷〇五
權万紀	天水	門陰	御史中丞	『新唐書』卷〇〇
劉洎	荊州	隋旧臣	御史中丞	『旧唐書』卷〇四
馬周	清河	不明	御史中丞	『旧唐書』卷〇七
杜正倫◇	相州	秀才	御史中丞	『冊府元龜』卷五〇
劉祥道	魏州	門陰	御史中丞	『旧唐書』卷〇八
賈敏行	不明	不明	御史中丞	『旧唐書』卷〇八

（\*は貴族、以下の諸表も同じ。）

「二台御史」は御史一般を指すかもしれないが、左・右台の侍御史を示すものとみたい。それは侍御史が推鞠獄訟を職掌とするからである。侍御史は反武勢力の弾圧でまさききその衝にあたった。したがって武后はこの職能を最大限發揮させるべく、侍御史の選任の上で貴族を殆ど排除し、「苛刻恩無く、誅暴を以て事と為す」酷吏を専ら登用したのである。その状態は表一の通りである。このような侍御史の陣容は唐初の侍御史の構成と比べれば明らかに違う（後の表三を参照）。そのため中宗は即位後、この弊害を改めて慎重に名流を選んで侍御史に充てたのである。



姓名	出身地域	仕官手段	職務	出典
柳楚賢*	蒲州	隋旧臣	侍御史	『旧唐書』卷八六下
楊纂*	弘農	進士	侍御史	『旧唐書』卷七
李素立*	趙州	門蔭	侍御史	『旧唐書』卷八上
張玄素	蒲州	隋旧臣	侍御史	『旧唐書』卷五
柳範*	蒲州	門蔭	侍御史	『旧唐書』卷七
李仁発	不明	不明	侍御史	『新唐書』卷二〇〇
劉蕤器	徐州	不明	侍御史	『新唐書』卷二〇二
裴矩*	絳州	隋旧臣	殿中侍御史	『新唐書』卷二〇〇
崔仁師*	博陵	制挙	殿中侍御史	『旧唐書』卷五
張行成◇	定州	制挙	殿中侍御史	『旧唐書』卷八
趙仁本	陝州	門蔭	殿中侍御史	『旧唐書』卷八
李文礼	不明	不明	殿中侍御史	『唐会要』卷二〇
張敬一	不明	不明	殿中侍御史	『唐会要』卷二〇
王凝	不明	不明	監察御史	『唐会要』卷二〇
汲師	滑州	不明	監察御史	『唐会要』卷二〇
李義府	瀛州	对策	監察御史	『唐会要』卷二〇
高季輔	瀛州	对策	監察御史	『旧唐書』卷八
孔楨◇	德州	進士	監察御史	『新唐書』卷八
李義琛*	越州	進士	監察御史	『新唐書』卷八

〔広記は『太平広記』の略〕

さて、御史の全体構成を見てみよう。まず、唐初時期（高祖・太宗・高宗の永徽六年まで）にまで遡って見たのが表二である。ここから分かるように、唐初の大夫・中丞の一七人の出身は殆ど隋旧臣、門蔭である。また、そのうち六朝以来の貴族に属するのは関中の杜淹、韋挺、南朝系の蕭瑀の三人であり、科挙出身者は隋の秀才の杜正倫のみである。

次に同時期の侍御史・殿中侍御史・監察御史について見たのが表三である。隋旧臣、門蔭に属するのは八人であり、この比率は上述の大夫・中丞より低く、逆に五人の進士と制挙の出身者が見える。貴族に属するのは山東の李素立、崔仁師、李義琛、関中の柳楚賢、楊纂、柳範、裴矩の七人であり、比率は同期の大夫・中丞のそれに倍する。更に留意すべきは、彼らの中に科挙合格者が三人含まれることである。

表三 唐初時期（六一八～六五五）の侍御史・殿中侍御史・監察御史表

姓名	出身地域	仕官手段	職務	出典
李義府	瀛州	对策	檢御史大夫	『旧唐書』卷八
袁公瑜	不明	不明	御史中丞	『新唐書』卷三三上
竇徳玄*	岐州	外戚	御史大夫	『新唐書』卷五
劉仁軌	博陵	薦挙	御史大夫	『旧唐書』卷八
崔諶*	濮州	門蔭	御史中丞	『通鑑』卷二〇注
葉珍璋	不明	不明	御史大夫	『旧唐書』卷八
高智周◇	常州	進士	御史大夫	『旧唐書』卷八上
韋思謙*	京兆	進士	御史大夫	『旧唐書』卷八
楊德裔	不明	不明	御史大夫	『唐会要』卷八
郎余慶	定州	門蔭	御史中丞	『旧唐書』卷八

表四 参政時期（六五六～六八三）の御史大夫・中丞表

表五 参政時期（六五六～六八三）の侍御史・殿中侍御史・監察御史表

姓名	出身地域	仕官手段	職務	出典
劉齊賢	魏州	門蔭	侍御史	『新唐書』卷八〇
王義方	泗州	明經	侍御史	『旧唐書』卷八上
張倫	不明	不明	侍御史	『旧唐書』卷八上
張由古	不明	不明	侍御史	『唐会要』卷三
狄仁傑	并州	明經	侍御史	『旧唐書』卷九
賈言忠	河南	不明	侍御史	『旧唐書』卷五中
劉思立	宋州	不明	侍御史	『旧唐書』卷五中
杜易簡	襄州	進士	殿中侍御史	『旧唐書』卷五上
裴師德	鄆州	進士	殿中侍御史	『新唐書』卷六
李巢*	陝西	獻書陳利	殿中侍御史	『唐会要』卷三
胡元範	申州	不明	監察御史	『唐会要』卷三
袁異式	不明	不明	監察御史	『唐会要』卷三
秦合言	不詳	不明	監察御史	『唐会要』卷三
馮元常	相州	明經	監察御史	『旧唐書』卷六上
李嶠*	趙州	進士	監察御史	『旧唐書』卷六
裴敬彝*	絳州	薦舉	監察御史	『旧唐書』卷六
王師順	不明	不明	監察御史	『新唐書』卷八〇
杜求仁	相州	不明	監察御史	『新唐書』卷八〇
魏元忠	宋州	門蔭	監察御史	『旧唐書』卷八
韋綜	不明	不明	監察御史	『全唐文』卷五

が御史中丞に登ったのは武周時期の酷吏政治の産物である。から御史台長官の政治傾向を見てみよう。<sup>④</sup>

韋思謙は、御史大夫となるや「綱目を振挙し、朝廷肅然たり」と言われた。「御史都を出で、もし山岳を動揺せしめず、州県を震懼せしめざれば、誠に職を曠しうする耳」（『旧唐書』卷八八・本伝）とのべたことばにその峻厳ぶりがうかがわれ

続いて武後の参政時期を見よう。表四は御史大夫・中丞について見たものである。ここで新しい動きは唐初以来始めて進士出身の御史大夫が二人登場することである。貴族に属するのは山東の崔謐、関中の韋思謙及び代北の竇徳玄の三人である。

次に表五より侍御史・殿中侍御史・監察御史について見れば、門蔭によって御史台に進出した者が唐初より減っている。一方、進士三人、明經三人と科挙出身者が唐初より多くなっている。また、貴族に属するのは関中の李巢、裴敬彝、山東の李嶠の三人である。

御史台の構成に大きな変化が生じたのは臨朝称制期である。まず御史大夫・中丞から見よう（表六）。御史台長官の二人の中で、科挙出身者は一二人と半数以上を占め、同期の宰相の構成比率に近い。<sup>⑤</sup> として科挙出身の長官中、新興科挙地主官僚が2/3を占める。また二人の酷吏（来俊臣・吉頊）貴族に属するのは韋思謙、李嗣真二人のみである。次にこれ

る。彼は参政時期末期の永淳初（六八二）御史大夫になり、次いで宗正卿に転任し、光宅元年（六八四）右台大夫となって、垂拱二年（六八六）六月まで在位した。

表六 臨朝称制（称帝時期）（六八四～七〇五）の御史大夫・中丞表

就任始点	姓名	地域	仕官手段	職務	出典
光宅元年（六八四） 同右	韋思謙*	京兆	進士	右台大夫	『旧唐書』卷六
垂拱中（六八〇）？	竇味道	蘭州	門蔭？	左台大夫	『通鑑』卷〇三
載初元年（六八九）	李昭徳	京兆	明経	中丞	『新唐書』卷二七
永昌初（六八九）	王本立	不詳	非科挙	左台大夫	『新唐書』卷一
天授二年（六九二）	李嗣真*	趙州	明経	右台大夫	『通鑑』卷〇五
同右時期	格輔元◇	汴州	明経	左台大夫	『旧唐書』卷六六
長寿元年（六九五）	来俊臣	雍州	告密	左台中丞	『通鑑』卷〇五
延載元年（六九五）	魏元忠	宋州	太学生	中丞	『新唐書』卷四
同右	楊再思◇	鄆州	明経	左台大夫	『旧唐書』卷六
万歳登封元年（六九五）	周允元◇	豫州	進士	左台中丞	『旧唐書』卷六
万歳通天元年（六九五）	裴師徳◇	鄭州	進士	左台中丞	『旧唐書』卷六
同右？	翟叡可	魏州	非科挙	中丞	『旧唐書』卷六
万歳通天二年（六九六）	薛季昶	絳州	上封事	中丞	『旧唐書』卷六
同右	吉頊	洛州	進士	右台中丞	『旧唐書』卷六
神功元年（六九七）	張仁愿	華州	非科挙	中丞	『旧唐書』卷六
聖歴元年（六九七）	狄仁傑	并州	明経	右台大夫	『旧唐書』卷六
聖歴中（六九八）	崔傑	不詳	非科挙	右台中丞	『通鑑』卷〇六
大足元年（七〇二）	唐休璟◇	京兆	明経	右台大夫	『旧唐書』卷六
長安中（七〇三）？	宋璟◇	邢州	進士	左台中丞	『旧唐書』卷六
長安四年（七〇四）	蘇珣	雍州	明経	左台大夫	『旧唐書』卷〇
同右	袁恕己	滄州	非科挙	右台中丞	『通鑑』卷〇七
	桓彦範	潤州	門蔭	左台中丞	『通鑑』卷〇七

竇味道は光宅元年に左御史台大夫となって後宰相へ昇進したが、垂拱元年（六八五）四月、一人の左遷された官僚にその理由をきかれ、内情を漏らしたため青州へ左遷された。垂拱四年再び左御史台大夫に戻り、さらに宰相を兼任した。同年一二月酷吏周興の誣陥によって殺された。『新唐書』卷六一・宰相上、『通鑑』卷二〇四。

李昭徳は御史台に在職中の記事がみられないが、宰相のとき、その反対によって武后は姪の武承嗣の宰相職を解いた。「是の時、来俊臣、侯思止等は刑法を枉撓し、忠良を誣陥し、人皆懼す。昭徳は毎に其の状を廷奏し、是れによりて俊臣の党与、少しく自ら摧屈す」『旧唐書』卷八七・李昭徳伝とある。

王本立は垂拱四年（六八八）九月宰相となり、載初元年（六八九）三月左御史台大夫を兼任したが、翌年の一月に罷免され、二月、酷吏周興に殺された（『通鑑』卷二〇四・則天后天授元年二月の条にある『御史台記』）。

李嗣真は天授二年（六九二）正月、右御史台中丞知大夫のとき、来俊臣の酷吏政治を批判した。しかし武后

に納れられず、御史台を出て潞州刺史となり、のち、来俊臣の誣陥により嶺南へ配流された。

格輔元は天授二年左台大夫から宰相へ昇進、のち武承嗣の立太子に反対したため、ついに承嗣の譖によって死亡したとある『旧唐書』巻七〇・本伝。

来俊臣は酷吏の代表人物であり、御史台に入ってから「制獄を按じ、少しく意に合わざる者は、必ず之を引いて、前後に坐して族されるもの千余家」(『旧唐書』巻一八六上・酷吏上)とあり、天授二年、御史中丞になって、長寿二年(六九三)前まで在位した(『通鑑』巻二〇五・則天后延載元年九月条の胡注参照)。

魏元忠は監察御史、殿中侍御史、御史中丞、左御史台大夫、宰相へと昇り、その間公正を堅持したが、前後に周興、来俊臣、侯思止ら酷吏の誣陥により三回左遷されている(『新唐書』巻二二二・本伝)。

楊再思は延載元年(六九四)八月、左御史台大夫を経て、宰相に昇進した。彼は常に武后の意に迎合した(『旧唐書』巻九〇・本伝)。

周允元は延載元年一〇月、右台中丞を経て宰相になった。彼は能く直言する官僚であり、宰相の宴会で武后が宰相に書伝中の善言を述べさせたとき、「其の君堯舜の如くならざるを耻ず」と言った。武三思はこの語に武后に非難する意味が寓されているとして咎めたが、武后は「此の言を聞けば以て誠と為すに足る。豈に特に過と為さんや」と言い、嘉納した(『旧唐書』巻九〇・本伝)。

婁師徳は進士に及第した後、監察御史、殿中侍御史を経て万歳登封元年(六九六)御史大夫となり、聖歴元年(六九八)まで在位した。在位中の万歳通天二年(六九七)、左・右台大夫を同時に兼任した。彼は沈着で度量があり、温厚篤実の士と言われた(『旧唐書』巻九三・本伝)。

霍獻可は、司礼卿崔宣礼の甥であり、来俊臣が崔宣礼と狄仁傑等数人の謀反を誣告した時、武后に「陛下崔宣礼を殺さざれば、臣前に命を隕さんことを請う」と言い、しかも「頭を以て殿階に触れ、血流れて地を濡し、以て人臣為る者、其

の親に私せざるを示す」というような、権勢に媚びた人物である（『通鑑』卷二〇五・則天后長寿元年一月の条。在位期間は短い）。

薛季昶は武周革命の初め、上奏によって監察御史に任命され累遷して御史中丞となった。彼は「蔽肅を以て政を為す」と言われる良吏である（『旧唐書』卷一八五上・良吏伝・本伝）。

吉頊は武懿宗と共に箕州刺史劉思礼の案件を審理し、三六家の海内名士を投獄した。この事件によって彼は県尉から直ちに御史中丞に榮進し、聖歷二年（六九九）臘月までの一年半在位した（『旧唐書』卷一八六上・本伝）。

張仁愿は殿中侍御史のとき、酷吏郭霸等による武承嗣立太子の署名活動に抵抗して、有志の士に評価された。のち、万歳通天二年（六九七）肅政台中丞に昇進した（『旧唐書』卷九三・本伝）。

狄仁傑は武周時期の大政治家で、

……流死避けず、骨鯁彰有り。無辜を好殺するに逢うと雖ども、能く終に大義を畏れしむ。……顔を犯して旨に忤い、政を返して危を扶く。是れ人の難事、狄能く之有り（『旧唐書』卷八九・史臣曰）。

と言われた。神功元年（六九七）、宰相の狄仁傑は右台大夫を兼任した。

宋璟は「耿介にして大節有り、……官に当りて色を正し、則天甚だ之を重んず」（『旧唐書』卷九六・本伝）と言われる人物であり、左御史台にあって正義を主張した。長安四年（七〇四）まで在位した（『通鑑』卷二〇七・則天后長安四年一二月の条）。蘇珣は垂拱初、右台監察御史になって、

時に則天は悉く韓・魯等の諸王を誅さんと欲し、珣をして其の密状を按ぜしむ。珣訊問するに皆徵驗無し。或るひと、珣は韓・魯等と情を同じくすると誣告し、太后珣を召見し詰問するも、珣抗論し回らず。則天悦ばず、曰く、卿は大雅の士、朕当に別に駆使するべし、此の獄卿を必せず、と。乃ち珣に命じて河西に監軍せしむ（『旧唐書』卷一〇〇・蘇珣伝）。

と記しているように、諸王の案件を審理する過程で、公正を堅持し武後の要求に応じなかった。長安三年ごろ左台大夫に

表七 臨朝稱制・稱帝時期（六八四～七〇五）の殿中侍御史・監察御史表

姓名	出身地域	仕官手段	職務	出典
陸元方*	蘇州	明經	殿中侍御史	『旧唐書』卷六
封思業	不明	非科舉	殿中侍御史	『通鑑』卷三〇
周矩	不明	非科舉	殿中侍御史	『通鑑』卷三〇
平春魯◇	衞州	進士	右殿中侍御史	『張燕公集』卷元
王峻◇	滄州	明經	殿中侍御史	『旧唐書』卷六
崔湜*	博陵	進士	殿中侍御史	『旧唐書』卷六
王無競*	琅琊	下筆成章科	殿中侍御史	『旧唐書』卷六中
蔣擬◇	常州	進士	殿中侍御史	『全唐文』卷八
石抱忠	長安	非科舉	右殿中侍御史	『新唐書』卷三
盧從愿	范陽	明經	右監察御史	『旧唐書』卷〇〇
郭翰	晉陵	非科舉	右監察御史	『通鑑』卷一〇
馮思勗	不明	非科舉	右監察御史	『通鑑』卷一〇
劉憲◇	宋州	進士	左監察御史	『新唐書』卷一〇
程行諶◇	河南	進士	左監察御史	『文苑英華』卷六
孫承景	不明	進士	監察御史	『旧唐書』卷六
解琬◇	魏州	進士	監察御史	『旧唐書』卷〇〇
盧懷慎*	范陽	進士	監察御史	『新唐書』卷三
崔日用*	博陵	進士	監察御史	『旧唐書』卷六
李父*	趙州	進士	監察御史	『新唐書』卷二九
蘇頌	京兆	進士	左監察御史	『旧唐書』卷六
王丘*	琅琊	進士	監察御史	『旧唐書』卷〇〇・二〇上
顧琮*	蘇州	非科舉	監察御史	『太平広記』卷三六
陸象先*	蘇州	制舉	左監察御史	『旧唐書』卷六
蕭至忠*	蘭陵	門蔭	監察御史	『新唐書』卷三
韋元且*	京兆	進士	左台御史	『新唐書』卷〇〇
富嘉謨◇	武功	進士	左監察御史	『新唐書』卷〇〇
吳少微◇	新安	進士	左監察御史	『新唐書』卷〇〇広記三

なった。

桓彥範は長安三年、左御史中丞となり、武後の退位までの一年間で前後十数回の上奏で酷吏の被害を受けた人々の冤罪を雪ぐことを要請した『旧唐書』卷九一・本伝。

袁恕己は長安四年ごろに右御史台中丞となり、のち、中宗復辟に参与した<sup>①</sup>。

以上纏めると、彼らは以下の三種類に分けられる。

一は、残酷な手段をとって恐怖政治を積極的に実行する長官であり、例えば酷吏来俊臣・吉頊のような人物である。しかし、このような長官は極めて少ない。第二は、楊再思・霍獻可のような権勢に媚びた人である。そして最も多いのは、韋思謙・李嗣真・狄仁傑・宋璟等のような公正を主張する官僚であり、特に注目されるのは、武後の彼らに対する態度である。次に代表的な一例を挙げてみよう。長安年間のことだが、

張易之と弟の昌宗、縦恣益ます横にして、朝を傾けて之に附く。昌宗私かに相工の李弘泰を引いて、吉凶を観占せしむ。言、不順に涉り、飛書の告ぐる所と為る。(宋)

王求礼	許州	非科挙	監察御史	『旧唐書』卷二〇
任玄贖	棗州	非科挙	監察御史	『通鑑』卷四〇
魏靖	不明	非科挙	監察御史	『通鑑』卷七〇
張柬之◇	襄州	進士	監察御史	『旧唐書』卷九一
張鷟◇	深州	進士	監察御史	『朝野僉載』卷三・会要
司馬鍾	洛州	非科挙	監察御史	『唐会要』卷七五・選部下
杜承志	濮州	非科挙	監察御史	『旧唐書』卷九六
張嘉貞◇	蒲州	五經挙	監察御史	『旧唐書』卷九六
倪若水◇	恒州	進士	右監察御史	『新唐書』卷三六・会要
裴懷古	壽州	上書	監察御史	『旧唐書』卷六五下
張延珪◇	藍州	非科挙	監察御史	『通鑑』卷二〇
嚴善思◇	河南	進士	右監察御史	『旧唐書』卷二〇・会要
王守慎	同州	消声幽敎科	監察御史	『旧唐書』卷九一
馬懷素◇	不明	非科挙	監察御史	『旧唐書』卷九二
張行友	潤州	進士等	左監察御史	『旧唐書』卷二〇
	不明	非科挙	御史	『大唐新語』卷四

（会要是『唐会要』の略。）

易之等常に事によりて之を傷つけんと欲す。則天其の情を察し、竟に以て免るるを獲（『旧唐書』卷九六・宋璟伝）。

とある。これは左台御史中丞宋璟が朝廷で武后の愛人張易之兄弟を弾劾した事件である。武后は宋璟の弾劾をきくと悦ばなかったが、一応その要請を受けて鞫問することを決めた。しかし、やはり自分の愛人であるため結局は追究しなかったが、張易之の兄弟をして宋璟に謝罪させた。ここで興味深いのは、事件の後、武后が宋璟を裏で保護したことである。これを見ると武后が宋璟の正直な人格を尊敬する気持ちがよくわかる。

なお指摘すべき点として、以上で武后の在位中に直接に宰相へ昇進した者は延べ一〇人を数える（左台大夫韋味道（二回）・格輔元・楊再思（二回）・魏元忠、中丞吉頊、右台大夫韋思謙、中丞周允元・魏元忠）。唐の他の時期に比べ、この時期は御史台長

璟廷奏し、其の状を窮究せんことを請う。則天曰く、易之等は已に自ら奏聞し、罪を加う可からず、と。璟曰く、易之等事露われて自ら陳ぶるは、情、恕し難きに在り、……勅して御史台に就いて勘当し、以て国法を明かにせんことを請う。易之等は久しく驅使を蒙り、分外に恩を承くれば、臣必ず言出でて禍従うことを知る。然れども義心に激し、死すると雖も恨まず、と。則天悦ばず。内史楊再思旨に忤うを恐れ、遽かに宣勅して璟を出さしめんとす。璟曰く、天顔は咫尺にして、親しく德音を奉じ、宰臣の擅に王命を宣べるを煩さず、と。則天の意稍や解け、乃ち易之等を収めて台に就き、將に鞫問を加えんとす。俄かに特勅有りて之を原し、仍お易之等をして璟に詣りて辭謝せしむ。璟拒んで見ず。……是れより

官より宰相への昇進の特に頻繁に見られることが注目される。<sup>⑩</sup>

続いて殿中侍御史・監察御史の構成を見たのが表七である。表中四三人の仕官手段を見ると、科挙(制挙を含め)出身者は二六人、非科挙出身者は一七人である。科挙出身者の比率が六割を占める。さらに、科挙出身者の中、貴族は一〇人である。しかも非科挙出身者の中で、貴族の者は蕭至忠、顧琮二人のみであり、これを見ると、この時期の貴族の科挙志向の強さがうかがえる。

また、注目されるのは新興科挙地主官僚出身の御史の活躍である。表七からはこのような者が一六人確認される。その中の平春眷、王峻、蔣挺、劉憲、程行誼、解琬、張柬之、張嘉貞、倪若水、張廷珪、嚴善思、馬懷素らは殆ど武後の起用を契機として始めて官界に登場した者であり、大部分は官界と全く無関係の家柄であって、その才幹によって昇進した者である。彼らは御史台のみでなく武周政権の建設及びその後の時期にも積極的役割を果たした。<sup>⑪</sup>

一方、非科挙出身の御史で高官に達したのは張仁愿、崔旰、司馬鍾、裴懷古の数人のみである。<sup>⑫</sup> これも有能の者が科挙に集まった動向の反映と思われる。また非科挙出身の中、酷吏が八人いる。彼らが御史の全体に占める比率は極めて低く、在位の期間も短く、武周革命が成功した後、次第に御史台をはなれた。この点は次章で述べる。

以上を要するに、武后は参政から臨朝称制を経て称帝までの間に御史台に格別の配慮を払い、御史台の構造、御史の任命、官品、職掌等に改変を加えた。こうした左・右御史台体制は玄宗の先天二年(七二二)に至り廃止されるまで続いた(『唐会要』巻六〇・御史台上・御史台の条)。また、武后期の御史台には酷吏のみならず多くの科挙官僚が見られ、その中には貴族も少なくなかった。これら武后期御史台の人的構成について考察を加える前にまず、次章で御史台と酷吏との関係について検討してみたい。

① 『唐会要』巻七七、諸使上・巡察按察巡撫等使(貞観)二十年正月、  
遣大理卿孫伏伽等二十二人、以六条巡察四方、多所貶黜举奏。

② 例えば『旧唐書』卷一八六上・酷吏上・侯思止伝に「思止既按制獄、  
苛酷日甚。嘗按中丞魏元忠、曰、急認白司馬、不然、即喫孟青。白司



- 馬者、洛陽有坂、号白司馬坂。孟青者、將軍姓孟者青棒、即殺琅邪王冲也。思止閹巷胡奴、常以此謂諸囚也。元忠辭氣不屈、思止怒而倒曳元忠。元忠徐起……曰、侯思止、汝今為國家御史、須識礼教輕重……奈何爾爾佩服朱紫、親衛天命、不行正直之事、乃言白司馬、孟青、是何言也。非魏元忠、無人抑教。思止驚起棟作、曰、思止死罪、幸蒙中丞教。引上牀坐而問之、元忠徐就坐自若、思止竟免不正。時人効之、以為談諧之資」とある。
- ③ ここでいう六朝以来の貴族とは『新唐書』卷一九九・柳芳伝の次の記載による。「……過江則為「僑姓」、王、謝、袁、蕭為大。東南則為「吳」姓、朱、張、顧、陸為大。山東則為「郡姓」、王、崔、盧、李、鄭為大。関中亦号「郡姓」、韋、裴、柳、薛、楊、杜皆之。代北則為「虜姓」、元、長孫、宇文、于、陸、源、竇皆之。」
- ④ 八科孝については吳宗国『唐代科孝制度研究』(遼寧大学出版社、一九九二年)四章之二、第三節参照。
- ⑤ 『三教珠英』の編集は『通鑑』卷二〇六・則天后久視元年(七〇〇)六月条によれば次の如くである。「太后每内殿曲宴、輒引諸武・易之及弟秘書監昌宗飲博嘲諷。太后欲掩其跡、乃命易之、昌宗与文字之士李嶠等修三教珠英。」
- ⑥ 『唐会要』卷三六・氏族「……今流俗相伝、独以崔、盧、李、鄭為四姓、加大原王氏為五姓、蓋不經之甚也。」
- ⑦ 『旧唐書』卷九二・韋安石伝によれば、韋安石は「久視年、遷文昌右丞、尋拜鸞台侍郎、同鳳閣鸞台平章事、兼太子左庶子」となり、また、從祖兄の子巨源も「則天時累遷司貧少卿、転司府卿、文昌右丞、同鳳閣鸞台平章事」となる。そして、「巨源与安石及則天時文昌右相待備、并是五服之親、自余近属至大官者數十人」とある。
- ⑧ 『唐六典』卷一三・御史台・侍御史「侍御史掌糾劾百僚、推鞫獄訟。……凡有制勅付台推者、則按其実状以奏、若尋常之獄、推訖断于大理。」
- ⑨ 西村元佑「武后における政治の基本姿勢と科孝出身宰相の活躍」『魏谷史壇』七二、一九七七年)参照。
- ⑩ 崔暉・唐休璟は御史台に奉職中の事蹟が不明であるため、ここでは言及しない。
- ⑪ 『旧唐書』卷九一・袁恕己伝に「(長安四年)敬暉等將誅張易之兄弟、恕己預其謀議、又從相王統率南衙兵仗、以備非常。及事定、加銀青光祿大夫、行中書侍郎、同中書門下三品」とあるように、袁恕己は中宗を皇位に戻すために武後の寵臣張易之兄弟を誅滅する謀議に参与した。
- ⑫ 『新唐書』卷六一・六三・宰相表参照。
- ⑬ 彼らの事蹟を準例すれば以下のものである。  
平春春は「光宅初……、授右台監察御史、巡察河南、澄滯郡邑、……、頗功最加兩階、拜右肅政殿中侍御史」となり、のち中宗朝の太子左庶子、左論徳、榮文館學士等を歴任した(『張燕公集』卷一九「常州刺史平君神道碑」)。
- 王岐は武後の称帝時期の殿中侍御史、中宗朝の桂州都督を経て玄宗の開元十四年(七二六)戸部尚書となった(『旧唐書』卷九三・本伝)。
- 劉憲は累遷して左台監察御史となり、詔を奉じ來俊臣の罪を調べて「憲疾其酷、欲痛繩之、反為所構」となった。來俊臣の死後、給事中、中書舍人等を歴任した(『新唐書』卷二〇二・本伝)。
- 程行誨は万年尉、左肅政台監察御史、侍御史を経て、開元一三年(七二五)御史大夫となった際「周朝酷吏來俊臣等二三人、情狀尤重、子孫計皆禁錮。傳遊芸等四人差輕、子孫不聽近任」と上奏、玄宗はこれに従った(『文苑英華』卷八八九・蘇頌「御史大夫贈右丞相程行誨(諱)神道碑」、『通鑑』卷二二二)。
- 解琬は中宗朝の右台大夫等を歴任した(『旧唐書』卷一〇〇・本伝)。
- 張柬之は武後の称帝時期、中宗朝の宰相を歴任した。死後、生前の

功勞によって睿宗から中書令・漢陽郡公を追贈された（『旧唐書』卷九一・本伝）。

張嘉貞は中書舍人等を歴任し、玄宗の開元八年（七二〇）善政を買われて宰相に着任した（『旧唐書』卷九九・本伝）。

倪若水は玄宗の開元初、中書舍人、尚書右丞、汴州刺史、戸部侍郎等を歴任した。若水は汴州刺史の在職中「又増修孔子廟堂及州県学舎、勸励生徒、儒教甚盛、河・汴間称詠不已」という業績を挙げた（『旧唐書』卷一八五下・良吏下・本伝）。

張廷珪は中宗朝の中書舍人、洪州都督、玄宗朝の礼部侍郎、黄門侍郎、少府監加金紫光禄大夫を歴任した（『旧唐書』卷一〇一・本伝）。

啟善思は中宗朝の礼部侍郎、睿宗朝の礼部尚書等を歴任した（『旧

唐書』卷一九一・方伎・本伝）。

馬懷素は武后の称帝時期の考功員外郎、中書舍人、玄宗朝の戸部侍郎、秘書監、昭文館学士を歴任した。考功員外郎のとき「貴戚縦恣、請託公行、懷素無所阿順、典擧平允」といわれた（『旧唐書』卷一〇二・本伝）。

⑭ 崔沔は光宅元年宰相となり（『新唐書』卷六一・宰相上）、張仁愿は景竜二年（七〇八）宰相となり（『旧唐書』卷九三・本伝）、司馬鍾は景竜中黄門侍郎となり（『旧唐書』卷一九〇・劉憲伝附）、裴懷古は中宗朝の左羽林大將軍、幽州都督等を歴任した（『旧唐書』卷一八五下・良吏下・本伝）。

### 三 酷吏と後史台について

先章でも触れたように、臨朝称制時期より左・右台の御史に酷吏の任ぜられることがあった。この酷吏勢力の消長や酷吏と御史台の關係について本節で考察してみたい。

酷吏の登場は、光宅元年九月揚州で起こった徐敬業の乱が契機となっている。この反乱はその年の十一月に弾圧されたが、臨朝称制したばかりの武后に大きな打撃を与えた上、これを契機とする反武の闘争も公然化した。そこで、『通鑑』卷二〇三・則天后垂拱二年三月の条に、

太后は徐敬業の反より、天下の人多く已を凶るを疑い、又た自ら久しく国政を専らにし、且つ内行正しからずして、宗室、大臣怨望し心服せざるを知るを以て、大いに誅殺し以て之を威さんと欲す。……胡人の索元礼有り。太后の意を知り、告密によりて召見せられ、擢せられ遊撃將軍と為り、制獄を案ぜしむ。元礼、性残忍にして、一人を推さば必ず数十百人を引かしむ。太后数しは召見し賞賜し以て其の權を張る。是に於て尚書都事長安の周興、万年人の来俊臣の徒、之に効い、紛紛繼起す。

とあるように、徐敬業の乱によって武后は酷吏の採用を決めたのである。

武后臨朝称制以来の四〇人の酷吏中、御史に就任したことを史料的に確認できるのは表八の一〇人である。この表から分かるように、臨朝称制の間に御史となった酷吏は三人であり、称帝以後、七人を増した。特に酷吏の代表来俊臣は天授以後に起用されている。酷吏の活動の時期は、以下の二段階に大きく分けられる。

まず、臨朝称制の段階における酷吏の経歴を見ると、周興は司刑（大理寺）少卿、秋官（尚書省刑部）侍郎（『旧唐書』卷一八六上・酷吏上・周興伝）、皇甫文備は司刑少卿、裴談は司刑司直、万国俊、王德寿、康暉、衛遂忠の四人は司刑評事である。司刑少卿は訴訟を裁いて、刑名を明らかにし、司刑司直・評事等は地方の訴訟案件を審理し（『新唐書』卷四八・百官三・大理寺）、秋官侍郎は律の実施や刑徒の労役の管理などを掌る（『新唐書』卷四六・百官一・尚書省刑部）。そして、『通鑑』卷二〇四・武后天授元年七月の条に、

表八

姓名	職務	在職期間	仕官手段
魚承輝	侍御史	光宅元年(六六〇) ~ 不明	不明
来子珣	左監察御史	永昌元年(六六九) ~ 充三年	上書
傅遊芸	左侍御史	載初(六六九) ~ 充〇年	胥吏
来俊臣	侍御史	天授中(六六〇?) ~ 充三年	告密
郭嗣	左監察御史	天授二年 ~ 充六年	革命拳
侯思止	左侍御史	天授中 ~ 充三年	告密
王弘義	右殿中侍御史	天授中 ~ 充四年	告密
李敬仁	侍御史	長壽二年(六七〇) 数月のみ	不明
万国俊	侍御史	天授二年(六七〇) 数月のみ	告密
吉璠	右御右中丞	万歲通天二年(六八二) ~ 充年	進士

〔兩』唐書』酷吏傳を主とし、さらに『通鑑』を参照の上作成。職務欄の記載は各酷吏の御史台での最初のポスト。〕

時に、法官競いて深酷を為す。唯だ司刑丞の徐有功・杜景儉のみ、独り平恕を存す。告せらるる者は皆曰く、来・侯に遇えば必ず死し、徐・杜に遇えば必ず生く、と。

とある記事によれば、来俊臣と侯思止は御史台に入る前に、司刑寺で推獄したことがわかる。こうしてみると、臨朝称制時期に活躍した酷吏は刑部と大理寺に集中していることがわかる。この時期、皇城麗景門、洛州牧院に獄を設置したことが『通典』卷一七〇・刑法八・峻酷の条、

武太后臨朝す。属たま徐敬業・越王貞等の兵を起すに、遂に威刑を立て、以て天下を服せしむ。……時に周興・来俊臣等は、相次ぎて

大獄を推究す。乃ち都城の麗景門の内に於いて、新たに推事使院を置く、時人之を「新開獄」と謂う。俊臣、又、侍御史侯思止・王弘義・郭翽・李敦仁・評事康暉・衛遂忠等と、告事する者数百人を招集し、共に羅織を為し、以て良善を陥る。

や『旧唐書』卷一八六上・酷吏上伝、

……(武后) 威刑を以て天下を制さんと欲す。(索) 元礼は其の旨を探り事を告す。召見せられて、遊撃將軍に擢拜し、洛州牧院に制獄を推案せしむ。

に見える。また、『通鑑』卷二〇七・則天后長安元年三月の条の注に、

是れより先、制獄既に繁し。司刑寺別に三品院を置き、以て三品以上の官の下獄者を処らしむ。

とあるように、三品以上の専用の獄も設置された。臨朝称制時期に酷吏らは以上の三つの場所で二一の案件を推鞠したことが史料に見える。<sup>②</sup>

当時、別のポストで活躍している酷吏もいる。丘神勣は左金吾衛將軍であり、索元礼は遊撃將軍、劉光業は右翊衛兵曹參軍、鮑思恭は苑南面監丞、屈貞筠は右武威衛兵曹參軍である。<sup>③</sup>しかし、これらは酷吏の俸給用のポストで、彼らの本職はあくまで制獄の推案にあった。

天授以後、称帝時期の段階に入り、主要な反武勢力があらかた殺し尽くされるとともに、酷吏の活動の中心も、殺生の柄を持つ刑部・大理寺から次第に監察職能を持つ御史台へ移ってきた。この変化ははげしい弾圧が一段落したことを示しているとも考えられる。ただし、これ以後の状況を見れば、弾圧がすぐに緩和されたわけではない。酷吏の活動場所が変わっても、依然として任務の中心は推獄にあった。特に天授二年、来俊臣が侍御史から左台中丞へ昇進したのは、武后の酷吏政治継続の意志の表れである。しかも来俊臣は中丞に着任後、まず宰相史務滋の案件を推按し、のち、

(玉鈿大將軍) 張虔勣の獄を鞠し、虔勣自ら徐有功に訟う。俊臣怒り、衛士に命じ刀を以て乱斫せしめて之を殺し、市に梟首せし

む(『通鑑』卷二〇四・則天后天授二年八月の条)。

とある。さらに、宰相の任知古、狄仁傑、裴行本等の六人が謀反を誣告され投獄された事件もある（『通鑑』卷二〇五・則天后長寿元年一月の条）。しかし全体からみれば、称帝時期、唐の宗室を中心とする反武勢力は既に一掃されており、酷吏による推獄件数が臨朝時期より顕著に減少したのは確かである<sup>④</sup>。

天授二年以後は、酷吏の専横も下火になってきた。最初に登場した酷吏索元礼を、天授二年二月、武后は人心収拾のため殺した。五月、傅遊芸は湛露殿に登った夢を見たことを知人に漏らし、のち告発され誅殺された。一〇月、丘神勣は詔獄で殺され、十一月、周興は丘神勣とともに投獄され、死罪のところを改めて嶺表へ配流となり、途中で仇人に殺された。このような局面の出現を促進したのは官僚からの酷吏政治に対する反発であり、特に御史台内部に酷吏政治を直接に批判する者が出てきた。

天授二年正月、御史中丞知大夫事李嗣貞（真）は来俊臣等の用法嚴酷を以て、上書して曰く、臣聞くならく、陳平は漢祖に事え、楚の君臣を疎くせんことを謀り、乃ち黄金五万斤を用い、反問の術を行うや、項王果して臣下を疑い、陳平の反問遂に行わる、と。今告事紛紜、虚多く実少く、当に凶悪有るべし。焉んぞ必ず陳平の先に陛下君臣を疎くせんことを謀り、後に良善を謀る無きぞ知らんや<sup>⑤</sup>。

という記載がある。のち、長寿元年（六九二）七月には、

侍御史周矩上疏して曰く、推劾の吏、皆相い矜るに虐を以てす。……願わくは陛下下刑を緩め仁を用いれば、天下に幸いならん、と。太后頗る其の言を采り、制獄は稍衰う（『通鑑』卷二〇五）。

とある。同年、来子珣は愛州に配流されて、間もなく亡くなった（以上『旧唐書』卷一八六上・酷吏伝上を参照）。長寿二年（六九三）二月、侍御史侯思止は密かに錦を積んで禁令に違反した廉で李昭徳の調べを受け、結局朝堂で杖殺された。同年、万国俊も嶺南で無辜の者を虐殺したため武后に殺された（『通鑑』卷二〇五）。延載元年（六九四）九月、瓊州へ配流された王弘義は、勅令を偽って洛陽へ戻ろうとしたが、漢水の北に至り侍御史胡元礼がその姦状を得て、杖殺した（『通鑑』卷二〇

五。来俊臣が最初に収賄等の悪事によって御史紀履忠に糾弾され、投獄、死刑を免除され庶人におとされたのは長寿二年以前のことである。<sup>⑥</sup>長寿中、来俊臣は股中丞に任命されるが、のち、坐贓で貶職され、神功元年（六九七）六月、処刑された（『通鑑』卷二〇六）。

以上、酷吏が最も猖獗をきわめたのは臨朝称制時期であることがわかる。酷吏の中心人物来俊臣の退出とともに、酷吏専行は鎮静化した。来俊臣退出の四年後、最後の酷吏吉頊は一年半御史中丞を勤めているが、その時点で酷吏は吉頊一人のみであり、しかも、先の表六を見れば同期の右台御史大夫は狄仁傑であり、来俊臣時期の政治環境と決して同じではない。来俊臣を御史台の酷吏の代表として考えたとすると、酷吏らが直接に御史台に影響を与えた時期は、六九〇年から九三年に至る三年間のみである。それ以後、反乱勢力を平定して政権が安定するとともに、酷吏を御史台に置く必要もなくなり、彼らは次第に政治舞台を退出した。

それでは、酷吏と御史台の関係をどう考えればよいだろうか。

まず任務から見れば、酷吏は推獄を専らにし、御史台は主に官僚社会の秩序を維持するものである。両者の職掌は一部重なるところもあるが、それぞれ担う任務は異なっていた。次に行政の隸属関係を見れば、御史中丞が来俊臣であった時期を除いて、御史台の酷吏は御史台長官の命令によって行動しているわけではなく、それどころか前述のように長官らにしばしば酷吏に狙われてすらいる。酷吏の行動を直接に制御したのは来俊臣と武后であったと考えられる。このように、御史台と酷吏とは必ずしも密接不可分な関係にあったのではなく、あくまで御史台は酷吏の活躍の場の一つにすぎなかったと見るべきであろう。

更に、酷吏という存在は「寒刻」の一部として捉えられるべきである。寒刻とは前述のように家柄の低い者であり、彼らの具体的活動の実態は殆ど記録に残されていない。しかし、両『唐書』の酷吏伝に載せられたものは寒刻の中の顕著な事例であり、実は臨朝称制時期に採用された寒刻はこの数倍以上にのぼると思われる。彼らこそが特に武后称帝までの段

階での御史台における反武勢力弾圧の先鋒であった。この時期御史台で活躍した酷吏は、あくまでその中の顕著な例にすぎなかったと考えられる。

① 酷吏の人数について、築山治三郎氏は「唐代における御史と酷吏について」（京都府立大学学術報告）「人文」一六〇一九、一九六四～六七七、のち『代唐政治制度の研究』、創元社一九六七年に収載）で、「旧唐書卷一八六上下、酷吏伝に二十三名が記され、新唐書卷二〇九酷吏伝に一六名が記されている。これら酷吏は両書によると、その殆どが御史であったことである」と述べている。しかし、『旧唐書』卷一八六上・下・酷吏伝には、唐代の四〇人の酷吏が載っている。その中、武周時代の酷吏は来俊臣伝に載っている中宗神竜元年三月八日詔によれば二七名である（『唐会要』卷四一所載の同詔では二六名）。また、『唐会要』卷四一・酷吏「……開元二年二月一日勅」に「事跡稍軽」の一三名の酷吏がある。つまり武周時代だけで酷吏は四〇名にのぼる。

また、上述の詔令に載っていない吉頊について説明しておく。彼は評価の分かれる人物である。『新唐書』卷一七、吉頊伝には彼が武后に間言して俊臣を殺させたことあり、また中宗復位に功あったため死後御史大夫を追贈されたことある。来俊臣らと距離を置いていたため、

## 結 語

武后称制時期は唐初からの官僚構成に転換がもたらされた時期である。このような政治変動の中で、多くの胥吏及び流外官が登用されていた。しかし、彼らは官僚の主流を形成することはなかった。武后期の官僚昇進においても、雑色出身の胥吏に対してはいくつかの制限があった。渡辺信一郎氏が論じたように、雑色出身者は京官、清要官、著望官など従来

『新唐書』は吉頊を酷吏に加えなかったのだろう。しかし、彼がかつて箕州刺史劉思礼の謀反を告発し、さらに武懿宗とともにこの事件を審理した時「懿宗与頊誘思礼、令広引朝士、必全其命。思礼乃引恩閑舍人李元素……等三十六家、微有忤意者、必構之、楚毒百端、以成其獄。皆海内賢士名家、天下寃之。……頊由是擢拜右肅政台中丞……」（『旧唐書』卷一八六上・本伝）と記されていることから、酷吏と考えられる。

② 胡載『武则天本伝』（三秦出版社、一九八六年）八七～九七頁参照。

③ 『通鑑』卷二〇五・則天后長寿二年二月の条。

④ 前掲注②の一〇五頁参照。

⑤ 『通典』卷一七〇・刑法八・峻酷の条。李嗣真の諫奏は、『通鑑』卷二〇四、『唐会要』卷四〇・酷吏の条にも載せる。

⑥ 来俊臣の弾劾事件は『唐会要』には万歲通天五年五月と記されるが、『通鑑』卷二〇五・則天后延載元年九月の胡注に長寿二年以前とするのが正しいであろう。

貴族が独占していたポストから排除され、昇進限度を四品以下に抑えられたのである。① 彼らは貴族官僚と科挙官僚からは排斥されていた。酷吏周興を例に挙げれば、

高宗の世、周興河陽令を以て召見し、上、擢用を加えんと欲す。或ひと奏して以て清流にあらずと為し、之を罷む。興は知らず、教しば朝堂に命を俟つ。諸相、皆言無し。地官尚書、檢校納言の魏玄同、時に同平章事たり、之に謂いて曰く、周明府去るべし、と。興以て玄同己を沮むと為し、之を銜む『通鑑』卷二〇四・則天后永昌元年九月の条。

とある。魏玄同が周興に声をかけたのは武后の垂拱三年（六八七）である。周興はこの時期に至っても依然流外官にとどまっていた。即ち武周時代の流外官及び胥吏の昇進は決して容易ではなかったのである。

一方、恐怖政治のみで政権を維持していくことは不可能である。武周時代の酷吏の登用は一時的な政策に過ぎない。武周政権の官僚地図を見ると、より注目すべきは前述の貴族及び科挙の出身者である。国家の統治は正にこのような官僚集団によって実現したのである。武周政権の官僚の主体構成は貴族と科挙官僚であると考えられる。②

御史の構成を見ると、まず目につくのは多くの科挙出身の御史の活躍である。武后称制以来、科挙出身の御史（大夫・中丞を含め）は四三人を数える。そのうち、新興科挙地主官僚が二四名を数えることが注目される。ここから御史台における新興科挙官僚の抬頭という趨勢が看取される。また、唐初からみれば、武后臨朝称制以来、貴族出身の御史の人数も随分増えているが、その殆どは科挙合格者であり、彼らの登用は称帝時代の後半に集中している。ポストからみれば、貴族の任用されたのは二人の長官を除けば殿中侍御史・監察御史に集中し、侍御史には寒刻、酷吏達が多く任ぜられた。これは武周革命を成功させるため侍御史の推獄の職掌を利用して反武勢力を弾圧させたものである。なお、ここで付言したいのは、確かに御史ポストが士大夫から敬遠された事実もあるが、一方で、御史などのポストは「清要官」や「清官」と言われ、③ 官僚の昇進コースに於いて非常に重要な位置を占めたため、とくに隋唐の際、官僚社会において冷遇された貴族が科挙を通じて官界に戻ることができるようになった時このポストを忌避する理由はなく、むしろここで活躍した人々が多く



宰相にまでのぼっていることがこの時代の顕著な特徴として注目される。即ち臨朝称制時期以来の御史の中の崔贲、竇味道、陸元方、韋思謙、格輔元、楊再思、周允元、婁師徳、狄仁傑、李昭徳、張柬之、唐休璟、顧琮、傅遊芸（酷吏）、吉頊（酷吏）の十五人は、直接、或いは他官を経て、やがて宰相となったのであり、崔暹、蕭至忠、張仁愿は中宗朝の宰相、陸象先、宋璟、崔日用は睿宗朝の宰相、盧懷慎、宋璟（二回）、王峻、蘇頌、張嘉貞は玄宗朝の宰相となった。計二六人の御史が宰相となったことがわかる。

また、留意すべきは御史台の長官中における貴族の比率である。唐初時期は一八％、参政時期は二〇％、臨朝時期以後はわずかに九％である。すなわち、貴族の比率は次第に低下していく。この比率は、吉岡真氏の分析された尚書省六部の長官の構成、即ち「門閥」・「非門閥」の比率がほぼ対等であるという統計結果と比べると、著しい差がある<sup>④</sup>。その理由の一つは宮崎市定氏が指摘されたように南朝以来御史系統の官、とくに長官のポストは貴族から敬遠され勝ちであったことと関係がある<sup>⑤</sup>。『通典』巻二四・職官六・御史中丞の条には「江左の中丞、亦た一時の髦彦なりと雖も、然し膏粱名士猶樂しません」と記される。要するに、御史台長官の中に貴族の比率が低いのは歴史的背景があった。これは御史台に特有の問題であり、恐らく糾弾のような厳しい仕事で貴族に敬遠されたためであろう。

最後に、御史台の位置づけ及び役割の問題について言っておきたい。すでに述べたように、臨朝以後、武后は一時的に御史台で酷吏を採用し、残酷な手段で反武勢力を肅清するようになった。その時点で御史台は当時の人の目には酷吏の暴力機構と映ったかもしれない。しかし臨朝以来の全過程から見れば、それは一時的な現象に過ぎなかった。

旧勢力を背景に持たない武后が臨朝以後に模索したのは、新たな君臣関係のあり方である。武后にとって理想的な君臣関係は、渡辺氏の解釈によれば、頭と手足との関係に似て一身同体の関係である<sup>⑥</sup>。武后の国家支配はこの君臣関係を通じて実現する。いわば君臣同体をうまく実現することができるかどうか、直接に武周政権の安定に関わる。したがって、武后と宰相等の高級官僚の関係、官僚と外戚の関係、旧来の貴族と新興科挙官僚の関係、また、貴族・新興科挙官僚と胥

吏雑色出身官僚の關係、さらに、官僚個々の行為が前掲の『臣軌』で規定した官僚としての規範<sup>⑦</sup>に符合するかどうか、武周政權にさし迫った課題であった。まさにこの課題に應じるために、武后は臨朝稱制の直後に、官僚綱紀の柱たる御史台の定員を大幅に増やし左・右御史台体制を導入した。こうして御史台は、武周政權を支えて、君臣關係及び正常的な統治秩序を維持する方面で積極的な役割を果たしたのである。

① 前掲、渡辺信一郎『「臣軌」小論』参照。

② 礪波護『唐代政治社会史研究』（同朋舎、一九八六年）第Ⅲ部第三

節参照。

③ 拙稿『試論唐代循資制度』（『唐史論叢』第四輯、一九八八年）参照。

④ 吉岡真『八世紀前半における唐朝官僚機構の人的構成』（『史学研

究』第一五三号）参照。

⑤ 『九品官人法の研究科挙前史』（東洋史研究会、一九五六年、後『宮

崎市定全集六』岩波書店、一九九二年に再収）第二編第四章参照。

⑥ 前掲注①参照。

⑦ 例えば忠臣、公正、廉潔等についての規範がある。前掲渡辺論又參

照。

（大谷大学非常勤講師

attempted to unify diplomacy and trade with Korea, and its impact upon the Meiji state's subsequent Korean policy.

## On the *Yushi Tai* 御史台 in the *Wuzhou* 武周 Era

by

HU Baohua

Previous studies of the *Wuzhou* revolution have concentrated almost exclusively on the social, regional, and class composition of the *Wuzhou* regime. However, the specific issues of the nature of the changes that occurred in the central bureaucratic apparatus and the role of the bureaucratic apparatus during the *Wuzhou* revolution have not yet been examined in detail. This study will pay special attention to the variations in the *Yushi Tai* during the birth of the *Wuzhou* regime, particularly, the appointment of *Yushi* 御史, changes in the promotion system, and the establishment of the *Zuo-you Suzheng Tai* 左右肅正台, the composition of the *Yushi*, and the relationship between the *Kuli* 酷吏 and the *Yushi Tai*. Through these analyses the character of the *Yushi Tai* during the *Wuzhou* era and the nature of the *Wuzhou* regime will be further clarified.